

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和元年（2019年）10月に消費税率引き上げに伴う介護報酬改定が施行され、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当法人におきましても下記の通り加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得している事。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っている事。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている事。

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表致します。

| 区分 | 職場環境要件項目 | 当法人としての取組 |
|----------------------|---|---|
| 入職促進に向けた 取り組み | 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 | ハローワーク等における求人情報について、経験及び資格条件の撤廃（不問）、採用年齢の撤廃（不問）、定年制の廃止を施行し、幅広い年齢層や経験を持つ者を対象とした採用の仕組みを構築 |
| | 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施 | 介護等体験の希望者を毎年平均2名（各1週間）受入れ、介護業務への理解と関心が広まるよう地域社会との連携を図っている |
| 両立支援・ 多様な働き方の推進 | 有給休暇が取得しやすい環境の整備 | 月ごとに有給休暇取得希望の確認表を作成し、事前に希望を確認している 事前に確認しておく事で、他人員により休暇取得者の業務をフォローできるため、特段の事情がない限りはほぼ希望通りに有給が取得できる体制を構築している |
| 生産性向上のための 業務改善の取組 | タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 | フロアには職員共用のタブレット端末（I-pad）を導入していていつでも利用者の情報などを確認する事が出来るようになっている 利用単位数などもICT化で自動計算している |
| | 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 | 業務の手順書（マニュアル）などは1冊のファイルに全て収納されていて、基本的にはマニュアルを確認しながら業務を行えば大きな負担なく完遂できるようにしている |